

新産業創造館クラッセ

シェアキッチン利用要項

(令和7年4月)

庄内町

庄内町新産業創造館クラッセ（以下「クラッセ」という。）において、レストランでの飲食の提供を通じて、クラッセのにぎわいを創出することを目的とします。必要な設備がすでに揃っているため、初期投資をおさえながら料理を提供することができます。

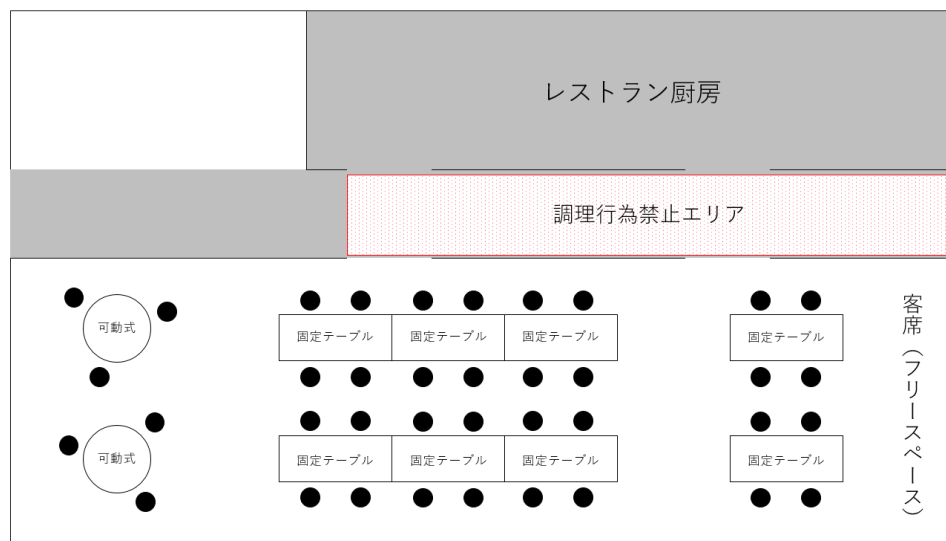
ご利用の際は、利用要項を遵守してください。本要項をお守りいただけない場合、ご利用をお断りする場合がございます。

※庄内町新産業創造館設置及び管理条例第8条の規定に基づく「新産業創造館利用許可」となります。

1. 施設概要

施設名	庄内町新産業創造館「クラッセ」食のアンテナレストラン
所在地	山形県東田川郡庄内町余目字沢田 108-1
利用可能日時	曜日：土曜日、日曜日、月曜日、祝日 時間：9時～22時 ※上記の曜日以外にも利用できる場合がございます。 ※上記の時間内であれば、好きな時間に利用することができます。なお、準備から後片付け、清掃、撤収までを含んだ時間とします。
レストラン厨房	面積：39 m ² ※調理に必要な厨房設備（詳細は別紙参照）を完備しています。
客席 (フリースペース)	客席数：最大 38 席 ※客席はレストラン専用ではなく、誰でも利用できるフリースペースとなります。
営業許可	庄内町で飲食店営業許可を取得しています。ただし、別許可が必要になる惣菜や菓子製造工場としては利用できません。また、生食用肉やふぐの取扱いも禁止です。なお、テイクアウト販売を行う場合は、事前に相談をお願いします。

一部、調理行為が禁止となっているエリア（下図参照）があります。当該エリアでは、盛り付けやドリンク作りなどができませんので、必ず順守してください。



2. 利用対象者

(1) 食品衛生責任者の設置について

レストランをご利用の際は、食品衛生責任者（食品衛生責任者養成講習会を受講した者、栄養士、調理師などの資格所持者）の設置が必須です。利用中は衛生管理を担うリーダーとして、全員の衛生管理を徹底してください。

(2) 利用者の要件

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、利用することができません。

- ①公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる方。
- ②当該施設を毀損し、又は汚損するおそれがあると認められる方。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員が実質的に経営を支配しているものであると認められる場合。
- ④国税や地方税の滞納がある方。
- ⑤本町からの注意に従わず、また本要項に違反すると認められる場合。
- ⑥その他、当施設の管理上支障があると認められる場合。

3. 負担いただく費用

(1) 使用料

使用月	料金（税込）
4月（30日）	2,000 円/日
5月（31日）	1,930 円/日
6月（30日）	2,000 円/日
7月（31日）	1,930 円/日
8月（31日）	1,930 円/日
9月（30日）	2,000 円/日
10月（31日）	1,930 円/日
11月（30日）	2,000 円/日
12月（31日）	1,930 円/日
1月（31日）	1,930 円/日
2月（28日）	2,140 円/日
3月（31日）	1,930 円/日

※利用時間にかかわらず、1日単位の使用料となります。

(2) 光熱水費

料金（税込）	200 円/時間
--------	----------

※1時間あたり一律の上記金額をご負担いただきます。なお、利用時間には準備から後片付けの時間を含みます。

(3) 納入方法

月末締めで、翌月中旬頃に納付書を郵送しますので、納付書により納入をお願いします。

4. 利用許可申請（利用者登録）について

利用にあたり、町に利用許可の申請が必要となりますが、申請前に利用目的などについて、事前相談をお願いします。相談は予約制となっておりますので、担当窓口までご連絡ください。また、施設見学についても受け付けております。

(1) 申請書類について

下記申請書類を担当窓口にご提出ください。提出いただいた際に、内容を確認しながら面談を行います。なお、過去にレストランを利用したことがある方で、既にご提出いただいた申請書類の内容に変更がない場合、年度内の申請書類の再提出は不要です。

- ①新産業創造館利用許可申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③厨房利用者名簿
- ④食品衛生責任者の資格を証明する書類
- ⑤身分証明書（運転免許証など）
- ⑥納税証明書（町外在住の方のみ）
- ⑦その他、特に必要と認める書類

(2) 利用許可について

利用の決定にあたっては書類審査等のうえ、受付後10日～2週間を目途に利用許可書を送付いたします。

5. 利用の予約（申込）について

利用許可書がお手元に届きましたら、利用の予約（申込）を行ってください。

(1) 予約（申込）受付期間

予約（申込）は前月1日から15日まで受け付けます。

(2) 予約（申込）方法

①LoGo フォーム

右記QRコードからご予約ください。予約受付期間内であれば、24時間お申込み可能です。



②電話

予約受付期間内の平日9時から17時までお申込み可能です。1日が土日祝日の場合は直後の休日でない日、15日が土日祝日の場合は直前の休日でない日とします。

6. 利用日の決定について

利用日は、前月20日頃を目途に決定します。予約（申込）が重複した場合は、新たに飲食店営業を始めたい方や既存店舗の拡大などを考えている方、初めて利用する方、町内在住者などを優先して、調整・抽選により決定します。なお、他優先事業と重なった際は、ご希望日に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

利用日の決定後、空きがありましたら、LoGo フォームまたは電話にて先着順で申込を受け付けます。

7. 注意事項

(1) 利用上の禁止行為について

レストランでは以下に該当する内容を禁止しています。利用中に当該事項が発覚した場合、ご利用をお断りさせていただく場合がございます。

- ①申請内容と異なる当日変更
- ②風紀上、町が好ましくないと判断した製造・販売
- ③食品衛生責任者未設置での利用
- ④暴力行為、反社会的行為、それらに準ずる行為
- ⑤調理、販売に関係のない危険物の持ち込み
- ⑥お客様や既存テナントへの迷惑行為
- ⑦禁止エリアでの調理行為
- ⑧食品衛生面で相応しくない行為や服装、身だしなみ
- ⑨申請時に記載されていない者の厨房への出入り
- ⑩申請者とは別の第三者に貸す（又貸し）行為
- ⑪その他、当施設運営管理に支障が生じる行為

(2) 消耗品について

自身で使用する食材、調味料、調理器具、お皿、布巾、雑巾、タオル類（ハンドタオル含む）、キッチンペーパー、ラップ、ホイル、生ゴミ用ネット、三角コーナー用ネット、食器用洗剤、キッチンスポンジ、油の処理溶剤、保存袋などの消耗品は、各自ご用意ください。

ゴミ箱や清掃用具（ホウキ、チリトリ）は施設内に設置しています。

(3) 片付けについて

申請している利用時間内に洗浄・清掃し、利用前の状態まで戻してください。調理器具やお皿などもすべて撤去いただきます。完了後に町担当者が確認を行い、再度洗浄・清掃をお願いする場合がございます。別途、清掃マニュアルがございますので、必ずご確認ください。

(4) ゴミの管理・処分について

調理で出たゴミやお客様が食べ終えた容器・使用済の箸などを捨てるためのゴミ袋は、各自ご用意ください。クラッセ内に設置しているゴミ箱には捨てないようご協力をお願いします。また、利用時に発生したゴミ（お客様用を含む）は各自でお持ち帰りください。

(5) 調理時の服装について

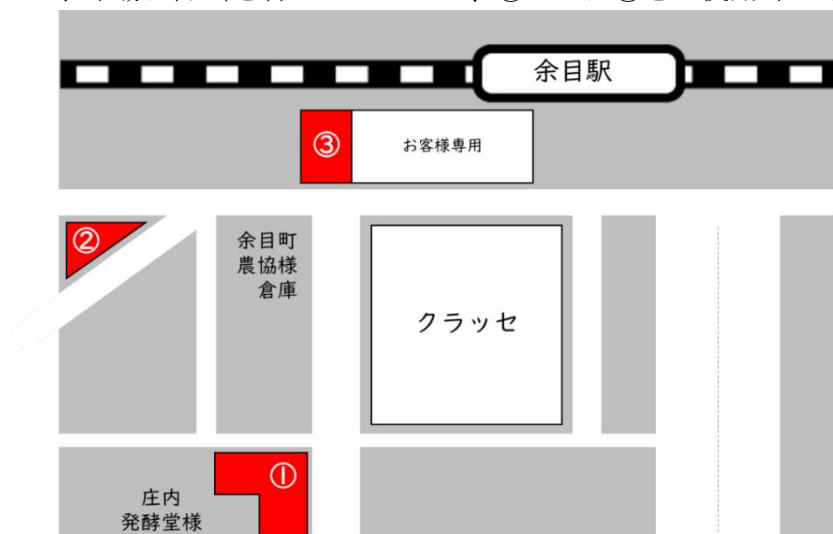
エプロン、毛髪混入を防ぐための三角巾や帽子の着用をお願いします。

(6) 集客PRについて

新産業創造館クラッセ公式 Instagram や新産業創造館内で出店のPRは行いますが、各自SNS等で集客に向けたPRを行ってください。

(7) 利用者の駐車場について

シェアキッチンを利用される方は、下図の①②③駐車場をご使用ください。なお、冬期間中は①駐車場は除雪を行いませんので、②または③をご使用ください。



(8) 利用の制限について

残臭の強い調理や室内に汚れが飛散したり、付着したりする調理を伴う利用については、利用途中であってもお断りをさせていただく場合がございます。

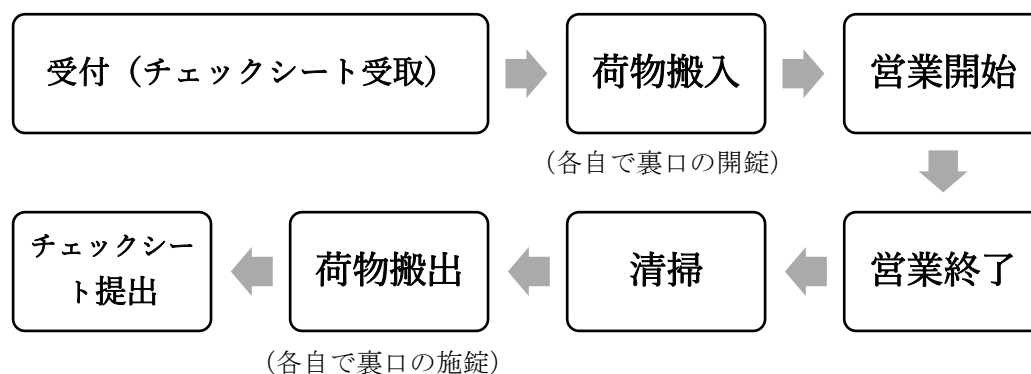
(9) 施設・備品の破損・紛失について

施設や備品を破損・紛失等した場合、修理費及び損害賠償費を請求する場合があります。

(10) 売上及び入込客数の報告について

レストランの利用状況を把握するため、売上及び入込客数の報告をお願いします。

8. 利用当日の流れ



《受付及びチェックシートの提出》

① 平日 9 時～17 時：加工場 2 階事務室

② 平日 17 時以降・土日祝日：観光案内所

9. 担当窓口

庄内町商工観光課新産業創造係 庄内町余目字沢田 108-1（新産業創造館クラッセ内）

☎ 0234-42-2909

✉ sangyosozo@town.shonai.yamagata.jp